

長岡市告示第231号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項及び長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第62条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

長岡市長 磯田 達伸

1 委託事務の内容及び委託先

委託事務の内容	委託先住所	委託先	代表者
長岡市社会福祉センターの使用料徴収事務	長岡市表町2丁目2番地21	社会福祉法人長岡社会福祉協議会	会長 野口 正博

2 委託を必要とする理由

指定管理者制度の導入に伴い、使用料徴収事務の合理化を図るため

3 委託する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで